

中国国家図書館の直近 3 年（2011 年から 2013 年）における 立法・政策決定サービスの進展状況

中国国家図書館立法・政策決定サービス部副主任
張 潔

2011 年から 2013 年にかけて、中国国家図書館は立法・政策決定サービスに対して一連の研究と実践を行いました。

一、 専従の内部組織の編成によって、国家図書館の中央国家機関への専門的なサービス提供が制度上の保障を得る

独立して編成された立法・政策決定サービス部は、2008 年の成立以来、立法・政策決定業務を展開する過程において、サービス対象の錯綜、人員配置の重複、専門的人材が育ちにくい等の問題がありました。2011 年末に国家図書館が立法・政策決定サービスの組織機構を見直した結果、現在は専門分野及びサービス対象に基づいて業務担当部署を編成しています。

(一) 2012 年改編後の組織構成は以下のとおり：

1. 総合サービス組¹…レファレンスの振り分けと最終チェック、一部のレファレンス業務を担当。
2. 教科文衛組…教育、科学、文化、保健衛生、体育等に関連する専門分野のレファレンスサービスを担当。
3. 社会経済組…社会、経済に関連する専門分野のレファレンスサービスを担当。
4. 内務司法組…国の民政、社会保障、公安、司法行政と監察等に関連する専門分野のレファレンスサービスと、法律文献閲覧室の業務を担当。
5. 外交・国防組…外交、国防、軍事及び国際関係に関連する専門分野のレファレンスサービスと、中国学文献閲覧室の業務を担当。
6. 部レベル指導幹部歴史文化講座組…部レベル指導幹部歴史文化講座のテーマ選定計

¹ 「組」は「部」の下の組織名称で、当館における「課」に相当。部門によっては「科」と称することもある。

画と企画実施を担当。

7. サービス推進・保障組…立法・政策決定サービスの推進、国家図書館部・委員会分館、立法・政策決定サービスプラットフォーム、全国省クラス公共図書館政策決定レファレンスサービスプラットフォーム構築等を担当。

(二) 主要利用者へのサービス推進及びサービス領域の開拓による立法・政策決定サービスの安定した市場構築

1. 国家図書館情報連絡員制度の構築

情報連絡員制度とは、国务院の各部・各委員会の政策法規司²の関係職員が、国家図書館の情報連絡員を務め、効果的な情報共有や日常の連絡を確保するシステムです。これは国家図書館と国务院各部・各委員会の政策法規制定部門との協力によって大変有益で、国家図書館は、各部・各委員会の立法計画、重要な研究プロジェクトの企画構想及びその文献情報のニーズをいち早く把握し、カスタマイズされた豊富な情報や、立法・政策決定の参考になる理論的根拠を提供することができます。国家図書館の立法・政策決定サービスの質と幅を深め広げ、国家の立法・政策決定をより科学的民主的に発展させる上で、積極的な意義を持ちます。

2. 国情レファレンス顧問と国情レファレンス専門家委員会の成立

2010年、国情レファレンスを業務内容とし、立法・政策決定へのサービスを目的とした国情レファレンス顧問と国情レファレンス専門家委員会が成立しました。初期の国情レファレンス顧問として、長年党の政治軍事の指導機関に在籍してきた、高度な政策理論の素養のある幹部36名、国情レファレンスの専門家として、国内の著名な専門家や学者19名を招聘し、国家図書館の立法・政策決定サービス業務のために専門的なレファレンスを提供しています。

3. 「積極的に政府に関わる」計画の提起

「積極的に政府に関わる」サービス計画は、国家図書館の立法・政策決定サービスの成果を強化し、広く知らしめると同時に、国家政策の方針制定者が立法・政策決定に必要な文献情報資源を獲得する自助能力を一定程度高めました。それによって国家図書館は、国家中央政府の立法・政策決定という職責の履行のために、サービス主体の政策制定者への直接移行と転化を実現しました。

二、政治の争点に関心を寄せ、専門分野の予備的文献研究を行うことにより、立法・政策決定サービスの発展の基礎を固める

(一) 立法・政策決定サービスの予備的調査、専門性を日々増強しています。

² 「司」とは行政担当部署の名称で、「部」の下、「処」の上に位置する。

この3年間、立法・政策決定サービスは、専門分野の文献の予備的調査に力を入れてきました。例えば、関係部門に提供した《国外上場企業の監督管理の関連法》のような専門分野の調査は、国家図書館の立法・政策決定サービスの専門的に掘り下げた研究レベルを示す典型的な事例です。

全国人民代表大会ごとに開かれる2ヶ月の常任委員会と、九つの専門委員会に提供する特定分野の立法の背景となる文献情報による裏付けは、全国人民代表大会の立法過程における特定テーマ文献の調査研究のニーズを大いに引き出し、立法を更に科学的にし、民主化するための基礎を固めました。

(二) 部レベルの指導幹部歴史文化講座サービスを更に推進し、「特定テーマ研究学習小グループ」を企画立案し、詩詞鑑賞分析、文物鑑賞、書画芸術鑑賞、戯曲（伝統演劇）鑑賞という四つのテーマを決定しました。そして2012年10月7日、正式に「特定テーマ研究学習小委員会——詩詞鑑賞分析小グループ」講座を実施し、講座モデルの新しい一歩を踏み出したのです。

(三) 2012年8月15日、立法・政策決定サービス部は「国家図書館中国国境地帯文献研究センター」という看板を新たに掲げて中国の国境地帯に関する文献の整理と利用という業務を始めました。

1. このセンターは、国家図書館所蔵の文献をより所とし、国家図書館が既に進めている古典籍保護計画・民国文献保護計画・中国国境地帯歴史地理資料総書庫建設計画と連携して、国内外の中国国境地帯関連の史料や研究文献を全面的に収集し、計画的に文献整理と研究及びデジタル化業務を展開し、我が国の国防と外交政策の制定、外交工作の宣伝の補助、国境地帯研究業務のための文献による裏付けとレファレンスサービスを提供しています。

2. 中国国境地帯文献の構築とサービスの主な構想

第一、 国境地帯文献資源構築の強化。「中国語の文献は網羅的に、外国語の文献は精選して」という当館の収集の原則に従い、詳細な調査研究を基礎に、多様なルートを通じて国境地帯文献資料の選定と補充を全面的に行っています。同時に新しい媒体を十分に活用して、国境地帯に関する特定テーマのネットワーク情報資源の収集を進め、国家図書館を国境地帯文献情報資源の最終的検索基地とします。

第二、 国際協力の展開。海外の関連研究機関と協力して、海外の中国国境地帯問題に関する研究の最新動向を把握し、焦点を絞って国境地帯文献を収集し、国家図書館の国境地帯文献コレクションを充実させます。

第三、 関連研究機関との協力体制を密にし、専門家や学者の見識を活用して、

共に国境地帯文献の整理を進め、国家図書館の国境地帯文献構築を万全なものにしていきます。国境地帯文献研究の課題を共同で設定し、学術研究が文献の収集整理をリードし、同時に国境地帯文献資料の整理と研究を通して国境地帯問題の研究を支援し、両者が補填補完しあう形で共に進展し、これによって我が国の国境地帯研究とサービスレベルを向上させます。

第四、 政府の立法・政策決定機関と研究機関へのサービス提供。中央国家機関の立法・政策決定のニーズに緊密に対応し、国内外の中国国境地帯に関する研究の実際の争点、歴史的難題と最新の学術的成果を追跡調査し、対策的予測的文献研究を行い、定期的に国境地帯をテーマとする情報サービス・プロダクトを編集することによって国家の政策決定や方針政策の制定に寄与します。

近い将来、国家の政治情勢、国防と外交の情勢のニーズに応じて、関連する専門分野の文献資料集を連続して編集出版し、国境地帯の文献の内容や価値を創造して広く知らしめ、関連する課題解決を資料提供の側面から支援し、国の立法・政策決定機関に積極的なサービスを提供していきます。

三、 多種のサービス・プロダクトや立体的サービス方式等新しいサービスの構造を形成

国家図書館の立法・政策決定サービスには、通常の主題レファレンス、インフォメーション・レポート、総合レポートの他、国家図書館部・委員会分館の構築、部レベル指導幹部歴史文化講座の実施、“中南海 web サイト”、国家指導者への直接サービスとしての情報提供システムの構築、全国人民大会常任委員会と九つの専門委員会の年度立法計画に沿った通年のサービス提供、先進技術の駆使・豊富な内容・迅速な対応が一体となった「国家図書館立法・政策決定サービスプラットフォーム」等新しいサービスもあり、中国の図書館界に全く新しい立法・政策決定サービスのモデルを示し、国家の政策決定のより科学的、民主的な発展の過程にますます重要な影響を及ぼしています。

- (一) 文献の提供。ユーザーの文献提供のニーズに基づき、国家図書館の収蔵資源と各種のデータベースを基礎に文献資料を検索し提供します。
- (二) 主題サービス。ユーザーのニーズを分析・把握し、わが国の社会や経済の発展における重要な問題を巡って特定主題の文献を継続的に追跡調査し、特定主題に関する文献集、翻訳文献集、要約集、観点別要約集など、異なるタイプのサービス・プロダクトを作成して国家の立法や政策決定の参考として提供します。
- (三) 世情追跡調査。中央と国家の指導機関のニーズに基づいて社会の何らかの現象について、その発生、発展、変化についていろいろな媒体を通して段階的連続的に観測

し、政府部門が世情や民意を理解し、科学的に政策を決定するための参考として提供します。

- (四) 事実検索。中央と国家の指導機関が提起した具体的なニーズに基づいて一種あるいは多種の文献資源の中から、事件、人物、絵や写真、典故語録、事物の起源、法規法律、統計データ等の具体的な情報を検索します。
- (五) 新着書の推薦。国家図書館の国の総書庫としての優勢を生かし、毎月の図書の最終収蔵状況に基づいて、重要な参考価値のある図書を部門やタイプ別に選び、《新着書推薦》の形で、指導機関に向けて各学問分野の代表的な最新図書情報を推薦します。
- (六) デジタル化サービスとして、立法・政策決定サービスプラットフォーム、立法・政策決定サービスプラットフォームローカルエリアネットワーク、タッチパネル式情報提供管理システム、世情観測管理プラットフォーム、Ulib 宣伝カラーページ、中国学サイト等を相次いで打ち出しています。
- (七) 部レベル指導幹部歴史文化講座。中央国家機関の工作委員会、文化部、中国社会科学院が主催し、国家図書館が請け負います。講座は 2002 年 1 月から開始され、今日までに 200 回余りが成功裏に催されました。その内容は、国内外の歴史、哲学文化、民族宗教、文学芸術、時事政治、社会経済の 6 シリーズにわたります。
- (八) 政策研究。国家の重大な政策方針の制定を中心に、文献情報資源をもとに系統立てて内外の理論と実践の成果を整理し、政策制定の科学的根拠を提供します。例として、《社会ボランティア団体の組織編制モデルとサービス規範の研究》があります。
- (九) デジタル資源使用权の認証拡大。中央国家機関ユーザーのデジタル資源購入費用の使用効果を更に高めるため、国家図書館は資源構築の予算的優勢と豊富な経験を生かし、デジタル資源サービスに存在する知的財産権侵害等の問題を解決して、中央国家機関ユーザーに向けて、デジタル資源使用权の認証サービスの拡大を進めています。サービス方式としては、国家図書館がまとめてデータベース資源の使用权を購入し、中央国家機関ユーザーがサービス料金の形式で国家図書館に支払うという方式を採用します。
- (十) 中国学文庫。中国国家図書館とフランス国立図書館は、2007 年に提携意向書に調印して以来、各業務分野において、たびたび接触・交流・提携を行ってきました。《中国学文庫》の構築計画は、双方の提携意向書で重点的に推し進めると規定された提

携プロジェクトの一つです。中仏の国立図書館が共に努力した結果、2012年4月初め中国国家図書館はフランス国立図書館の《中国学文庫》のメタデータ・ハーベスティングに成功し、立法・政策決定サービス部の海外中国問題研究資料センターのサイトで公開しています。フランスの中国学文献の中国国家図書館 Web サイトでの公開は、フランスの中国学文献によって中国の広範な利用者にサービスを提供するばかりでなく、中仏の国立図書館が、今後更に交流と提携を進めていくうえで良い経験となりました。

四、 業務の成果向上を重視し、全体として学術出版を計画し、立法・政策決定サービスの理論と実務の有機的結合を更に深めます

独立して編成された立法・政策決定サービス部は、2008年の成立以来、立法・政策サービスの基礎作りを入念に進めるため、基礎的業務の構築と、関連する専門分野の研究と蓄積に力を入れてきました。今現在、既にレファレンス研修、立法・政策決定サービスの調査研究、国外図書館法の研究、海外の中国問題研究等の分野で一定の研究成果を収めました。2012年から2～3年かけてこれらの業務の成果を出版する計画を進めています。以下、その一部の概要を紹介します。

1. 書名：《国外図書館法律選編》

内容の概要：

《国外図書館法律選編》は2009年文化部社会文化司が行った公共図書館法立法支援プロジェクトの始動初期段階の成果に基づいており、立法・政策決定サービス部はこれによって海外の図書館法を更に広範にわたって一斉調査しました。《選編》は17か国99部の図書館に関する法律法規を収録しており、世界の主要国家の代表的な、成熟した立法技術を備えた図書館法を重点的に選ぶとともに、英米法体系と大陸法体系のバランスにも配慮しました。国の立法機関や学界・業界の使用の便を図るため、《選編》は地域（州）国の別と法律の類型を組み合わせるという原則に基づいて、収集した法律を国立図書館法、納本法、公共図書館法、著作権法（図書館に係る条項）、公共貸与権法の五つの類型に分けました。関連する法律本文の選定は、皆各国の公式サイトで発表された最新の本文に依拠して行い、韓国が2013年8月現在のものである他は、全て2013年3月現在のものであります。言語は英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、日本語、韓国語の6か国語です。フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク等北欧4か国については、語学人材が足りないため、4か国の法律本文はその国の公式サイトで発表された英文版を翻訳しました。また、北欧4か国の法律体系が一致していることに鑑み、そのうちの最も代表的な法律だけを選んで翻訳しました。

2. 書名：《図書館立法・政策決定サービスの調査研究報告》³（仮）

内容の概要：

この調査研究報告は、当館が《国家図書館“十二五”計画（第12次5か年計画）の編成を着実にを行うことに関する通知》に基づいて、2010年3月に正式に開始した調査研究プロジェクトで、常任副館長が調査研究班の班長を務めました。調査研究班は多種類の方式で海外の一部の国立図書館、議会図書館、国内外の一部の政府政策決定コンサルティングサービス機関、中国学研究機関及び国内の一部の大学・大学院・高等専門学校、法律図書館について総合的な調査研究を行いました。調査研究の内容は、サービス目標、政策制定、システム、組織機構、人員配置、サービス・プロダクト、新技術の応用、発展戦略等八つの分野です。上述の成果を基礎に2011年、立法・政策決定サービス部は全国の一部の省クラス公共図書館の立法・政策決定サービス業務について関連する状況の調査研究を行い、その成果を既にある成果の更なる補充として加えました。図書館の立法・政策決定サービスの能力向上を目的とした調査研究業務とその成果の出版物としては、現在のところ国内の図書館界において未だ成熟した著述はありません。全編で20～25万字になる見込みです。

3. 書名：《国外中国研究著作翻訳作品選目提要》⁴（仮）

内容の概要：

国家図書館は毎年海外の中国研究の外国語による著作や翻訳を約3000種余り購入していますが、これらの文献を速やかに収集、整理、紹介することは政府の政策制定機関や学界にとって大いに助けとなり、国家図書館にとっても所蔵書籍の宣伝と利用の促進の一助となります。《提要》は毎年図書館が収蔵する関連文献の中から300種を精選し（要約の）編纂を行い、毎年（或いは隔年）1冊にまとめる予定です。作品の選定に当たっては、社会科学系の学術研究を主として、分類によって配列し、1作品300～500字に収め、書影を添え、全編で約15万字になる見込みです。目下のところ原稿の審査の最終段階に入っています。

五、 立法・政策決定サービスに対する最近のニーズの特徴分析

（一）基礎的準備業務の深まり

国の政策方針と法律法規の制定に当たっては、事前に行われる大量の基礎資料の蓄積と分析が欠かせません。従って政策の決定や法律の制定の過程において、基礎的準備作業をいかに重視するかは、中央国家機関の政策法規の制定が、より科学的、民主的な方向に発展する上で重要な指標です。文献情報のニーズに現れるのは、主に事前に行われる広範且つ深く掘り下げた研究成果に対する調査と整理であり、歴史に学ぶ

³ 原題は『図書館立法決策服務調研究報告』。

⁴ 原題は『国外中国研究著作訳作品選目提要』。

姿勢を追究することによって、法律と政策の制定の歴史的地位を高めます。例えば例証：《中華人民共和国物権法》は、2007年3月の第十期全国人民代表大会第五回会議で可決されましたが、国家図書館は1993年の全国人民代表大会で《物権法》の草案の起草が始まった時から長年にわたり、この法律の起草や、全人代常務委員会の数度に及ぶ審査のために、継続的な追跡調査サービスを提供してきました。

(二) 国際的視野の更なる広がり

世界の政治経済の一体化が進む趨勢を同時的に業務に反映。例えば、《海外上場企業の監督と管理に関する法律》の調査では、国際社会における成文化された手法を重視し、先進国の経験を取り入れて、国際的言語環境における中国を認識しましたが、これは国際的な協力事業を推し進め、共に発展するための重要な制度的保障です。

(三) ニーズの多層性、総合性の高まり

中央国家機関の情報ニーズは、積極的且つ強力で、立法・政策決定サービスの内容は、図書や雑誌などの資料の貸出しから、特定テーマあるいは総合的な文献情報レファレンス、図書館の増改築設計案の制定と検証、所蔵資源の評価と拡充、デジタルライブラリーの構築とサービス、公務員の情報に対する知識や能力の訓練育成と、次々に拡大しています。サービス対象とのコミュニケーションの深まりに伴い、そのニーズは、もはや単一ではなく多面的に組み合わさって、総合的であるという特徴を呈するようになってきました。

(四) 情報ネットワーク技術の影響力の増大

中央国家機関が情報を取得するルートが増えています。多くの新しい媒体技術が立法・政策決定サービスの全過程に直接取り込まれています。タッチパネル、ローカルエリアネットワーク、Ulib など、情報ネットワーク技術を立法・政策決定サービスに取り入れる試みをしています。技術的サービスから内容的サービスへ転換を実現します。

六、 今後の重点任務

(一) 文献の総合的な選択収集に更に力を入れ、国家図書館が立法・政策決定サービス業務を発展させるための基盤を強化します。中国と海外の法律文献の収集・研究・サービスセンターの構築に重点的に取り組み、中国学文献研究センターを設立します。

(二) “国家図書館国情レファレンス顧問委員会”と“国家図書館国情レファレンス専門家委員会”の管理運営の仕組みを整備します。情報連絡員制度を普及させ、分館のカバー範囲を引き続き拡大します。顧問と専門家の能力をいかに発揮させ、二つの委員会

の業務と立法・政策決定サービスの業務の有機的結合を実現するか、情報連絡員を結節点とする国務院各部各委員会の効率的な業務ネットワークを構築するかは、更に掘り下げていく必要のある業務上の課題です。

(三) 海外の図書館における立法・政策決定サービスの経験と方法を学びます。海外の主要な中国問題研究機関とその研究成果に大きな注意を払い、政府の立法・政策決定における国際戦略構想の構築に寄与し、立法・政策決定サービスの国際的視野を広げます。

(四) 中国国境地帯文献研究センターの設立を重点的に推し進めます。所蔵する国境地帯文献の調査研究を開始し、“国家図書館国境地帯文献研究文庫”の年度出版計画などを遂行します。

(五) “中国図書館学会国家機関分会”を設立し、10月末に設立大会を行い、中央国家機関に向けた立法・政策決定サービス業務の研修を実施します。

(六) 国家図書館立法・政策決定サービスプラットフォームをより所に、各部各委員会と協力して、各部各委員会に簡便で迅速な文献情報サービスを提供します。

(七) 全国の省クラスの公共図書館と共同で、全国省クラス公共図書館政策決定レファレンスサービス協力プラットフォームを構築し、全国の公共図書館間の立法・政策決定レファレンスにおける協力、業務の研究、経験の共有を推進し、立法・政策決定サービス業務の規範化を図り、図書館の政府に対する立法・政策決定サービスのレベルを全体的に引き上げます。

(八) 重要な基礎業務の応用システム構築に着手し、サービスの保証能力を高めます。“立法・政策決定サービス部機関ナレッジベース”、“立法・政策決定サービスプラットフォーム Ulib 二期プロジェクト”等のシステム構築を完成させます。